別記1 政令別表第1に掲げる防火対象物の定義

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	劇場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞す	客席を有する各種競技	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防
		る目的で公衆の集合する施設であって客席を有す	施設(野球場、相撲場、	火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観
		るものをいう。	拳闘場、競馬場、競輪	賞できるものであること。
	映画館	2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆	場、競艇場、体育館等)	2 客席には、いす席、座り席、立ち席が
(1)		の集合する施設であって客席を有するものをいう。	サーカス小屋	含まれるものであること。
項	演芸場	3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を	寄席	3 小規模な選手控室のみを有する体育
イ		鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席		館は、本項に含まれないものであるこ
-1		を有するものをいう。		と。
	観覧場	4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的		4 事業所の体育施設等で公衆に観覧さ
		で公衆の集合する施設であって客席を有するもの		せないものは、本項の防火対象物と取り
		をいう。		扱わないものであること。
	公会堂	1 公会堂とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の	区民ホール	興行的なものとは、映画、劇場、演芸、
		集合する施設であって、これらの用に供する客席	市民会館	音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復
		(集会室) を有するもののうち、通常国又は地方公	福祉会館	継続されるものをいう。
(1)		共団体が管理するものをいう。	公民館	なお、反復継続とは、月5日以上行われ
項		2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の	貸ホール	るものをいう。
	集会場	集合する施設であって、これらの用に供する客席	貸会議室	
_		(集会室) を有するもののうち、公会堂に該当しな	結婚式場	
		いものをいう。	葬儀場	
			コミュニティセンター	
			町内会館	
	キャバレー	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客	クラブ、バー、サロン、	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化
(2)		にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食を	ホストクラブ	等に関する法律(昭和 23 年法律第 122

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
項		させる施設をいう。		号。以下「風営法」という。)第2条第1
イ	カフェー	2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を		項第1号から第3号までの適用を受ける
		接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。		「風俗営業」に該当するもの。またはこ
	ナイトクラブ	3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて		れと同様の形態を有するものをいう。た
		客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。		だし、(3)項イに掲げるものを除く。
	その他これらに類す	4 その他これらに類するものとは、クラブ、バー、		2 風俗営業等の規制及び業務の適正化
	るもの	サロン等、キャバレー、カフェー又はナイトクラブ		等に関する法律施行規則(昭和 60 年 1
		とは異なる名称を冠してはいるが、その営業の実態		月 11 日国家公安委員会規則第 1 号)で
		においてこれらと同様に扱うべきものをいう。		定める洋式の設備は次によることとし
				ている。
				(1) キャバレー又はナイトクラブの客
				席の面積は 66 ㎡以上であり、キャ
				バレー又はナイトクラブの踊場の
				有効面積は客席の概ね5分の1以上
				であること。
				(2) カフェーの客席は 16.5 ㎡以上で
				あること。
				3 客を接待することとは、客席において
				接待を行うもので、カウンター越しに接
				待を行うことは含まないものであるこ
				٤.
	遊技場	1 遊技場とは、設備を設けて、客に囲碁、将棋、マ	碁会所、ボーリング場、	1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競
		ージャン、パチンコ、ビリヤード、スマートボール、	パチンコ店、スマート	技であること。なお、主としてスポーツ
(2)		チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技	ボール場、ビリヤード	的要素の強いテニス場等は、(15)項とし

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
項		を行わせる施設をいう。	場、ビンゴ場、射的場、	て取り扱う。
口	ダンスホール	2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさ	ゲームセンター、ディ	2 飲食を主とするものは(3)項ロとして
		せる施設をいう。	スコ、ダンス教習所、	取り扱う。
			カラオケ施設	3 ダンスホールの踊場は、概ね 100 ㎡以
				上であること。
				4 ダンス教習所は、その踊場が概ね 66
				mg以上であり、ダンスホールにも使用さ
				れる教習所をいうものであること。
				5 ディスコとは、大音響装置を設けてス
				トロボ照明等の中で客にダンスを行わ
				せるディスコホールを有するものをい
				う。
				6 一のカラオケ施設に、複数のカラオケ
				を行うための個室を有するものは(2)項
				ニとして取り扱う。
	風営法第2条第5項に	1 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営	ファッションヘルス、	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソ
	規定する性風俗関連	業を営む店舗 ((2)項ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項	性感マッサージ、イメ	ープランド ((9)項イ)、ストリップ劇場
	特殊営業を営む店舗。	イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供され	ージクラブ、SM クラ	((1)項イ)、テレフォンクラブ及び個室
(2)	((2)項ニ並びに(1)	ているものを除く。)及びその他これに類するもの	ブ、ヌードスタジオ、	ビデオ ((2)項ニ)、ラブホテル及びモー
項	項イ、(4)項、(5)項イ	として総務省令で定めるものをいう。	のぞき部屋(興行場法	テル((5)項イ)、アダルトショップ((4)
ハ	及び(9)項イに掲げる	2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を	の適用のないもの)、レ	項)等、既に政令別表第1(1)項から(14)
	防火対象物の用途に	有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態	ンタルルーム(異性同	項までに掲げる各用途に分類されるも
	供されているものを	を有しないものは含まれない。(原則的に店舗型性	伴)、出会い系喫茶	のについては、本項に含まれないもので
	除く。)	風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業がこれ		あること。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
		にあたる。)		2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいず
				れかに該当するものをいう。(風俗法第2
				条第6項)
				(1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年
				法律第139号)第1条第1項に規定
				する公衆浴場を業として営業するこ
				とをいう。)の施設として個室を設
				け、当該個室において異性の客に接
				触する役務を提供する営業(同項第
				1 号)
				(2) 個室を設け、当該個室において異
				性の客の性的好奇心に応じてその客
				に接触する役務を提供する営業(前
				号に該当する営業を除く。)(同項第
				2 号)
				(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣
				服を脱いだ人の姿態を見せる興行そ
				の他の善良の風俗又は少年の健全な
				育成に与える影響が著しい興行の用
				に供する興行場(興行場法(昭和 23
				年法律第 137 号) 第1条第1項に規
				定するものをいう。)として政令で定
				めるものを経営する営業(同項第 3
				号)
				(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				憩を含む。以下この条において同
				じ。)の用に供する政令で定める施設
				(政令で定める構造又は設備を有す
				る個室を設けるものに限る。)を設
				け、当該施設を当該宿泊に利用させ
				る営業(同項第4号)
				(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心
				をそそる写真、ビデオテープその他
				の物品で政令で定めるものを販売
				し、又は貸し付ける営業(同項第5
				号)
				(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗
				を設けて営む性風俗に関する営業
				で、善良の風俗、正常な風俗環境又
				は少年の健全な育成に与える影響が
				著しい営業として政令で定めるもの
				(同項第 6 号)
				3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を
				設けて、専ら、面識のない異性との一時
				の性的好奇心を満たすための交際(会話
				を含む。)を希望する者に対し、会話(伝
				言のやり取りを含むものとし、音声によ
				るものに限る。以下同じ。)の機会を提供
				することにより異性を紹介する営業で、
				その一方の者からの電話による会話の申

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。	セリクラ(店舗形態を 有するものに限る。) 同性の客に役務提供す るファッションヘルス 等	込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。(風営法第2条第9項) 4 省令第5条第1項第1号に規定する店舗で電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗とは、いわゆるセリクラ(店舗形態を有するものに限る。)のことをいう。 5 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。
(2) 項 二	カラオケボックス その他遊興のための 設備又は物品を個室 (これに類する施設を	 カラオケボックスとは、一の防火対象物の中に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいう。 総務省令で定めるものとは次の(1)~(3)に掲げるものをいう。 (1) 個室(これに類する施設を含む。)において、 	インターネットカフ	1 一の防火対象物に複数のカラオケ等を 行うための個室を有するものをいい、一 の防火対象物に当該個室が一しかないも のは含まれない。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	含む。)において客に利	インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧さ	エ、漫画喫茶	
	用させる役務を提供す	せる役務を提供する業務を営む店舗		
	る業務を営む店舗で総	(2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異	テレフォンクラブ	2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営
	務省令で定めるもの	性紹介営業を営む店舗		業所の所在地を管轄する公安委員会に届
		(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す	個室ビデオ	出をする必要があるが、本項に該当する
		る法律施行令(昭和 59 年政令第 319 号)第 2		ための要件は、あくまでも営業形態であ
		条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心を		り、必ずしも当該届出を要件とするもの
		そそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興		ではない。
		行の用に供するものに限る。)		
	待合	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則と	茶屋、料亭、割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適
		して飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招		用を受け、「風俗営業」に該当するもの又は
		致し、又はあっせんして客に遊興させる施設をい		これと同様の形態を有するものをいう。
(3)		う。		
項	料理店	2 料理店とは、主として和式の席を設けて、客を接		
イ		待して飲食物を提供する施設をいう。		
	その他これらに類す	3 その他これらに類するものとは、実態において待		
	るもの	合や料理店と同視すべきものをいう。		
	飲食店	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供す	喫茶店、スナック、居	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜に
(3)		る施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをい	酒屋、食堂、そば屋、	おいても酒類提供飲食店営業」について
(3)		う。	すし屋、レストラン、	も、本項として取り扱う。
坦口			ビアホール、スタンド	2 飲食物を提供する方法には、セルフサ
Ц			バー、ライブハウス、	ービスを含むものであること。
			子ども食堂	3 ライブハウスとは、客席(全ての席を

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				立見とした場合を含む。)を有し、多数
				の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の
				提供を伴うものをいう。
				4 建物内では従業員が調理等を行うの
				みで、従業員以外の者の使用に供する部
				分のない対面販売店舗にあっては、(12)
				項イとして取り扱うこと。
	百貨店マーケットそ	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店	魚店、肉店、米店、パ	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたも
	の他の物品販売業を	舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をい	ン店、乾物店、衣料店、	のであり、かつ、店構えが当該店舗内に
	営む店舗	う。	洋服店、家具店、電気	大衆が自由に出入りできる形態を有す
	展示場	2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見	器具店等の小売店舗、	るものであること。
		せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	店頭において販売行為	2 店頭で物品の受渡しを行わないもの
			を行う問屋、卸売専業	は物品販売店舗には含まれないもので
			店舗、営業用給油取扱	あること。
(4)			所、スーパーマーケッ	3 展示室 (ショールーム) のうち次のす
(4)			ト、展示を目的とする	べてに該当する場合は(15)項又は主たる
項			産業会館、博覧会場、	用途の従属部分として取り扱う。
			見本市会場、携帯電話	(1) 特定の企業の施設であり、当該企
			販売、調剤薬局、自動	業の製品のみ展示陳列するもの
			車販売展示場(物品の	(2) 販売を主目的としたものではな
			受渡し行為のあるも	く、宣伝行為の一部として展示陳列
			<i>(D</i>)	するもの
				(3) 不特定多数の者の出入が極めて少
				ないもの

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				4 レンタルショップは本項として取り
				扱う。
				5 建物内では従業員が調理等を行うの
				みで、従業員以外の者の使用に供する部
				分のない対面販売店舗にあっては、(12)
				項イとして取り扱うこと。
	旅館	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設	保養所、ユースホテル、	1 会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚
		で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものを	山小屋、ロッジ、貸研	生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿
		いう。	修所の宿泊室、青年の	泊させる施設等であっても、旅館業法
	ホテル	2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設	家、モーテル、トレー	(昭和 23 年法律第 138 号)の適用があ
		で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものを	ラーハウス、ウィーク	るものは、本項として取り扱う。
		いう。	リーマンション(旅館	2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会
	宿泊所	3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設	業法の適用のあるも	性を有するものであること。
(5)		で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用	の)、ゲストハウス(旅	3 事業所専用の研修所で事業所の従業
項		するように設けられているものをいう。	館業法(第2条第5項	員だけを研修する目的で宿泊させる施
イ	その他これらに類す	4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿	を除く。) の適用がある	設は、宿泊所に含まれないものであるこ
	るもの	泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊	ものに限る。)、シェア	と。
		サービスを提供している施設をいう。	ハウス (旅館業法 (第2	なお、この場合は、旅館業法(第2条
			条第5項を除く。)の適	第 5 項を除く。)の適用がないものであ
			用があるものに限	ること。
			る。)、レンタルルーム	4 トレーラーハウスを宿泊施設として
			(副次的に宿泊が可能	賃貸するものは、本項として取り扱う。
			なものに限る。)	5 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲
				げる条件を勘案すること。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して
				行われていること。
				(2) ベッド、長いす、リクライニング
				チェア、布団等の宿泊に用いること
				が可能な設備、器具等があること。
				(3) 深夜営業、24時間営業等により夜
				間も客が施設にいること。
				(4) 施設利用に対して料金を徴収して
				いること。
	寄宿舎	1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学	マンション、アパート、	1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各
		生、生徒等を集団的に居住させるための施設をい	寮、事業所専用の研修	住戸ごとに存在することを要せず、分
		い、宿泊料の有無を問わないものであること。	のための宿泊所、ファ	譲、賃貸の別を問わないものであるこ
	下宿	2 下宿とは、旅館業法第2条第5項に規定する1ヶ	ミリーホーム、ウィー	と。
		月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊さ	クリーマンション(旅	2 廊下、階段等の共用部分を有しない集
		せる営業を行う施設をいう。	館業法(第2条第5項	合住宅は、長屋であり共同住宅として取
(5)	共同住宅	3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集	を除く。) の適用がある	り扱わないものであること。
項		合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター	ものを除く。)、ゲスト	3 サービス付き高齢者向け住宅その他
口		等を共用するもの(構造上の共用部分を有するも	ハウス (旅館業法 (第2	高齢者を住まわせることを目的とした
		の) をいう。	条第5項を除く。) の適	マンション等については、状況把握サー
			用があるものを除	ビス及び生活相談サービスのみ提供を
			く。)、シェアハウス(旅	受けている場合や個別の世帯ごとにい
			館業法(第2条第5項	わゆる訪問介護等を受けている場合に
			を除く。) の適用がある	は(5)項ロとして取り扱い、共用スペース
			ものを除く。)	において入浴や食事の提供等の福祉サ

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				ービスの提供が行われている場合には、
				避難が困難な要介護者(要介護3から5
				のいずれかに該当する者をいう。以下同
				じ。) の総数が施設全体の定員の半数以
				上の場合(6)項口として取り扱い、半数未
				満の場合(6)項ハとして取り扱うこと。
				4 ゲストハウス、シェアハウスとは、業
				者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、
				台所等を共用するものをいう。
	(1)次のいずれにも該	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数	医院	1 保健所は、地域における公衆衛生の向
	当する病院(火災発	人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患	クリニック	上及び増進を目的とする行政機関であ
	生時の延焼を抑制	者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。	介護医療院	って、本項に含まれないものであるこ
	するための消火活	2 火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を		と。
	動を適切に実施す	適切に実施することができる体制を有するものと		2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施
	ることができる体	して総務省令で定めるもの次のいずれにも該当す		術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、
(0)	制を有するものと	る体制を有する病院をいう。		本項に含まれない。
(6) 項	して総務省令で定	(1) 勤務させる医師、看護師、事務所員その他		
	めるものを除く。)	の職員の数が、病床数が 26 床以下のときは		3 介護医療院の取扱いは次のとおりと
イ	(i)診療科名中に特	2、 26 床を超えるときは 2 に 13 床までを増		すること。
	定診療科名(内	すごとに1を加えた数を下回らない体制		(1) 職員配置や夜勤を行う職員の勤務
	科、整形外科、リ	(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他		の実態等が、病院又は有床診療所と
	ハビリテーショ	の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の		ほぼ同様と想定されることから、火
	ン科その他の総	数が、病床数が60床以下のときは2、60床		災危険性についても病院や診療所
	務省令で定める	を超えるときは 2 に 60 床までを増すごとに		と類似していると考えられるため、
	診療科名をいう。	2 を加えた数を常時下回らない体制		(6)項イに規定する病院又は診療所

項	用途	定義	該	当 用	建	例		補	足	事	項
	(2)(i)において同	3 その他の総務省令で定める診療科名は、医療法施						として	取り扱う	0 0	
	じ)を有するこ	行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 3 条の 2 に規定					(2)	介護	医療院が	存する(6)項イに掲げ
	と。	する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものを						る防火	対象物に	おいて	、20 人以上の
	(ii)医療法 (昭和 23	いう。						患者(介護医療	際の入	所者を含む。
	年法律第 205 号)	(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、						以下こ	の項にお	さいて同	じ。)を入院
	第7条第2項第4	小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、						(介護	医療院は	こあって	ては入所とい
	号に規定する療	耳鼻いんこう科、産科、婦人科						う。以	下この項	頁におい	て同じ。) さ
	養病床又は同項	(2) 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3						せるた	めの施詞	設を有す	上る場合は病
	第5号に規定する	条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定め						院とし	て、19人	以下の	患者を入院さ
	一般病床を有す	る事項とを組み合わせた名称						せるた	めの施詞	設を有す	片る場合は診
	ること。	(3) 歯科						療所と	して取り	扱う。	
		(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2						この	場合にお	らいて、	運営主体、事
		号口(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた						業形態	及び医療	寮の提供	共の実態等か
		名称						ら区分	できる」	単位ごと	に介護医療
	(2)次のいずれにも該	4 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多						院並び	に病院	及び診療	寮所における
	当する診療所	数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、						入院さ	せるたと	めの施設	2数を合算し
	(i)診療科名中に特	患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下						て判断	する。		
	定診療科名を有	の収容施設を有するものをいう。					(3)	要介	護者であ	って、	主として長期
	すること。							にわた	り療養を	が必要で	である者の入
	(ii)4人以上の患者を							所を想	定してレ	ること	から、(6)項イ
	入院させるための							(1)(i)及	び(6)項	イ(2)(i) l	こ該当するも
	施設を有すること。							のとし	て取り扱	すうこと.	0
	(3)病院((1)に掲げる	5 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため					(4)	療養	床(介護	医療院	の人員、施設
	ものを除く。)、患者	助産業務(病院又は診療所で行うものを除く。)を						及び設	備並びに	こ運営に	こ関する基準
	を入院させるため	行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を						(平成	30 年厚	生労働行	省令第5号)

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	の施設を有する診	有しないもの又は9人以下の入院施設を有するもの		第 3 条第 1 号に規定するものをい
	療所((2)に掲げるも	をいう。		う。)は(6)項イ(1)(ii)に規定する療
	のを除く。)又は入			養病床として取り扱う。
	所施設を有する助			4 (6)項イ(1)に規定する「火災発生時の
	産所			延焼を抑制するための消火活動を適切
	(4)患者を入院させる			に実施することができる体制を有する
	ための施設を有し			ものとして総務省令で定めるもの」につ
	ない診療所又は入			いては次によること。
	所施設を有しない			(1) 規則第5条第3項に規定する「体
	助産所			制」とは、同項第1号による職員の
				総数の要件及び第2号による宿直勤
				務者を除いた職員数の要件の両方
				を満たす体制をいうものであるこ
				と。(例) 病床数が 60 の場合、職員
				の総数が5人以上であり、かつ、当
				該職員のうち宿直勤務者を除いた
				職員数が 2 人以上である体制をい
				う。
				(2) 規則第5条第3項第1号に規定す
				る「職員の数」とは、一日の中で、
				最も職員が少ない時間帯に勤務し
				ている職員(宿直勤務者を含む。)
				の総数を基準とするものであるこ
				と。なお、職員の数は原則として棟
				単位で算定を行うこと。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				(3) 規則第5条第3項第1号及び第2
				号に規定する「その他の職員」とは、
				歯科医師、助産師、薬剤師、准看護
				師、その他病院に勤務する職員をい
				うこと。 なお、警備員は含まない
				こと。
				(4) 規則第5条第3項1号に規定する
				「病床数」とは、医療法(昭和 23 年 7
				月 30 日法律第 205 号)第 7 条に規定
				する病床数(以下「許可病床数」とい
				う。)をいうこと。
				(5) 規則第5条第3項第2号に規定す
				る「宿直勤務を行わせる者」とは、労
				働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省
				令第 23 号)第 23 条に規定する「宿直
				の勤務で断続的な業務」を行う者をい
				い、通常の勤務の終了後において、勤
				務の継続に当たらない軽度又は短時
				間の業務を行うために勤務し、当該勤
				務中に仮眠等の就寝を伴うことを認
				められた職員をいうこと。
				5 (6)項イ(1)及び(2)に規定する特定診療
				科名については次によること。
				(1) 特定診療科名(内科、整形外科等)
				以外の診療科名については、規則第

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				5条第4項第1号及び第3号に規定す
				る13診療科名(肛門外科、乳腺外科、
				形成外科、美容外科、小児科、皮膚
				科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳
				鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯
				科)のほか、同項第2号及び第4号の
				規定により13診療科名と医療法施
				行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から
				(4)までに定める事項とを組み合わ
				せた名称も該当すること。 (組み
				合わせた名称の例:小児眼科、歯科
				口腔外科、女性美容外科)ただし、
				医療法施行令第3条の2第1項第1
				号ハ(1)に掲げる事項(身体や臓器の
				名称)については、外科のうち肛門
				及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる
				事項(診療方法の名称)については、
				外科のうち形成及び美容のみが、そ
				れぞれ該当することとしたもので
				あり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事
				項でこれら以外のものと肛門外科、
				乳腺外科、形成外科又は美容外科が
				組み合わせられたものは、複数の診
				療科名(例:大腸・肛門外科であれ
				ば、大腸外科及び肛門外科に該当す

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				る。)として取り扱うこと。
				(2) 医療法第6条の6第1項に基づき厚
				生労働大臣の許可を受けた麻酔科
				及び医療法施行令の一部を改正す
				る政令(平成20年政令第36号)によ
				る改正前の医療法施行令 (昭和23年
				政令第326号)第3条の2に規定する
				診療科名(小児科、形成外科、美容
				外科、皮膚泌尿器科、こう門科、産
				婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯
				科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔
				外科、皮膚科、泌尿器科、産科及び
				婦人科に限る。)を有する病院又は
				診療所における当該診療科名につ
				いては、特定診療科名に該当しない
				ものであること。
				(3) 2以上の診療科名を標榜する病院
				又は有床診療所であって、特定診療
				科名とそれ以外の診療科名の両方
				が混在するものは、全体として特定
				診療科名を有する病院又は有床診
				療所として取り扱うこと。
				6 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者
				を入院させるための施設」とは、許可
				病床数が4以上であるものをいうこ

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				と。ただし、許可病床数が4以上であ
				っても、1 日平均入院患者数(1 年間の
				入院患者のべ数を同期間の診療実日数
				で除した値をいう。以下同じ。) が1未
				満のものにあっては「4 人以上の患者を
				入院させるための施設を有する」に該
				当しないものとして取り扱って差し支
				えないこと。
				7 診療科名、許可病床数、一日平均入院
				患者数及び病床種別(一般、療養、精神、
				結核又は感染症)の確認については、 <u>大</u>
				<u>阪府医療機関情報システム</u> が活用でき
				ること。
	(1)老人短期入所施設	1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、		
		養護者の疾病その他の理由により、居宅において介		
		護を受けることが一時的に困難となったものを短		
		期間入所させ、養護することを目的とする施設をい		
(6)		う。		
項	養護老人ホーム	2 養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、		
口		環境上の理由及び経済的理由により居宅において養		
		護を受けることが困難なものを入所させ、養護するこ		
		とを目的とする施設をいう。		
	特別養護老人ホー	3 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であっ		
	ム	て、身体上又は精神上著しい障害があるために常時		

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
		の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け		
		ることが困難なものを入所させ、養護することを目		
		的とする施設をいう。		
	軽費老人ホーム(介	4 軽費老人ホームとは、老人を入所させ、食事の提	ケアハウス(避難が困	1 避難が困難な状態を示すものとして
	護保険法 (平成9年	供その他日常生活上必要な便宜を供与することを	難な要介護者を主とし	総務省で定める区分とは、要介護認定等
	法律第 123 号)第 7	目的とする施設をいう。	て入居させるものに限	に係る介護認定審査会による審査及び
	条第1項に規定する		る。)	判定の基準等に関する省令(平成 11 年
	要介護状態区分が			厚生省令第58号)第1条第1項第3号
	避難が困難な状態			から第 5 号までに掲げる区分(要介護
	を示すものとして			3から5)をいう。
	総務省令で定める			
	区分に該当する者			
	(以下「避難が困難			
	な要介護者」とい			
	う。)を主として入			
	居させるものに限			
	る。)			
	有料老人ホーム(避	5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排		2 「避難が困難な要介護者を主として入
	難が困難な要介護	せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日		居させるもの」とは、有料老人ホーム等
	者を主として入居	常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定め		のうち、介護居室の定員が一般居室を含
	させるものに限	る供与(他に委託して供与をする場合及び将来にお		めた施設全体の定員の半数以上のもの
	る。)	いて供与をすることを約束する場合を含む。)をす		又は避難が困難な要介護者の総数が施
		る事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症		設全体の定員の半数以上のものをいう。
		対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚		

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補	足	事	項
		生労働省令で定める施設でないものをいう。					
	介護老人保健施設	6 介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サ					
		ービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下にお					
		ける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日					
		常生活上の世話を行うことを目的とする施設をい					
		う。					
	老人福祉法(昭和38	7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の					
	年法律第 133 号) 第	2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設と					
	5条の2第4項に規	は、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他					
	定する老人短期入	の理由により、居宅において介護を受けることが一					
	所事業を行う施設	時的に困難となった者を特別養護老人ホーム等の					
		施設に短期入所させ、養護する事業を行う施設をい					
		う。					
	老人福祉法第5条の	8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多					
	2第5項に規定する	機能型居宅介護事業を行う施設とは、65 歳以上の					
	小規模多機能型居	者であって、身体上又は精神上の障害があるために					
	宅介護事業を行う	日常生活を営むのに支障があるものに対し、これら					
	施設(避難が困難な	の者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、					
	要介護者を主とし	それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅にお					
	て宿泊させるもの	いて、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に					
	に限る。)	通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点におい					
		て、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活					
		を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事					
		業を行う施設をいう。					
	老人福祉法第5条の	9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対	認知症高齢者グループ				

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	2第6項に規定する	応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳	ホーム	
	認知症対応型老人	以上の者であって、認知症であるために日常生活を		
	共同生活援助事業	営むのに支障のある者が、やむを得ない事由により		
	を行う施設	老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活介護		
		又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用す		
		ることが著しく困難であると認めるとき、共同生活		
		を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介		
		護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施		
		設をいう。		
	その他これらに類	10 その他これらに類するものとして総務省令で定	指定通所介護事業所等	3 「業として」とは、施設を設置・運営
	するものとして総	めるものとは次の各号に掲げる施設をいう。	で提供する宿泊サービ	している事業所又はその委託を受けた
	務省令で定めるも	(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、	スの事業(お泊りデイ	外部事業者が報酬の有無にかかわらず、
	\mathcal{O}	業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓	サービス等)	介護保険制度外の事業などの法定外の
		練又は看護若しくは療養上の管理その他の医		福祉サービスを自主事業として提供す
		療を提供する施設 ((6)項イに掲げるものを除		るものを含むものであること。
		< ₀)		
		(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、		4 「避難が困難な要介護者を主として宿
		業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓		泊させるもの」とは、宿泊サービスを利
		練又は看護若しくは療養上の管理その他の医		用する避難が困難な要介護者の総数が、
		療を提供する施設 ((6)項イに掲げるものを除		全ての宿泊サービスの利用定員の半数
		< ₀)		以上であるものをいう。
				なお、避難が困難な要介護者の総数と
				は、以下のうちいずれか大きいものとす

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				ること。ただし、いずれも確認できない
				場合は、全ての宿泊サービスの利用定員
				とすること。
				・施設の運用規程で定められたもの
				・1日あたりの利用者として過去3ヶ月
				間のサービス提供記録のうち最大のも
				\mathcal{O}_{\circ}
	(2)救護施設	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があ		
		るために日常生活を営むことが困難な要保護者を		
		入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設		
		をいう。		
	(3)乳児院	12 乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の		
		確保その他の理由により特に必要のある場合には、		
		幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわ		
		せて退院した者について相談その他の援助を行う		
		ことを目的とする施設をいう。		
	(4)障害児入所施設	13 障害児入所施設とは、知的障害のある児童、肢体	知的障害児施設、自閉	
		不自由のある児童又は重度の肢体不自由が重複し	症児施設、盲ろうあ児	
		ている児童を入所させて、日常生活の指導及び知能	施設(通所施設を除	
		技能の付与並びに治療を行う施設をいう。	く。)、肢体不自由児施	
			設(通所施設を除く。)、	
			重症心身障害児施設	
	(5)障害者支援施設(障	14 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支	肢体不自由者更生施	
	害者の日常生活及	援(主として夜間において、入浴、排せつ又は食事	設、視覚障害者更生施	

項	用途	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	び社会生活を総合	の介護等)を行うとともに、施設入所支援以外の施	設、聴覚・言語障害者	5 避難が困難な状態を示すものとして
	的に支援するため	設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省	更生施設、内部障害者	総務省令で定める区分とは、障害支援区
	の法律(平成 17 年	令で定める障害福祉サービスをいう。) を行う施設	更生施設、身体障害者	分に係る市町村審査会による審査及び
	法律第 123 号)第 4	をいう。	療護施設、身体障害者	判定の基準等に関する省令(平成二十六
	条第1項に規定する		授産施設、知的障害者	年一月二十三日厚生労働省令第五号)第
	障害者又は同条第2		更生施設、知的障害者	1条第5号から第7号までに掲げる区
	項に規定する障害		授産施設、知的障害者	分(区分4から区分6)をいう。
	児であって、同条第		通勤寮、(各施設、避難	
	4 項に規定する障害		が困難な障害者等を主	
	支援区分が避難が		として入所させるもの	
	困難な状態を示す		に限る。)	
	ものとして総務省			
	令で定める区分に			
	該当する者(以下			
	「避難が困難な障			
	害者等」という。)			
	を主として入所さ			
	せるものに限る。)			
	障害者の日常生活	15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援		6 「避難が困難な障害者等を主として入
	及び社会生活を総	するための法律第5条第8項に規定する短期入所を		所させるもの」とは、障害支援区分4以
	合的に支援するた	行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾		上の者が8割を超えるものをいう。
	めの法律第5条第8	病その他の理由により、障害者支援施設等の施設へ		なお、障害支援区分認定を受けていな
	項に規定する短期	の短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該		い者については、施設関係者からの聞き
	入所を行う施設(避	施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の		取りの結果、障害の程度が重いと認めら

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	難が困難な障害者	介護等の便宜を供与する施設をいう		れた場合は、当該者を障害支援区分4以
	等を主として入所			上の者とみなして判断する。
	させるものに限			
	る。)			
	障害者の日常生活	16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	障害者グループホーム	
	及び社会生活を総	するための法律第5条第17項に規定する共同生活	(避難が困難な障害者	
	合的に支援するた	援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間	等を主として入所させ	
	めの法律第 5 条第	において、共同生活を営むべき住居において相談、	るものに限る。)	
	17 項に規定する共	入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の		
	同生活援助を行う	援助を行う施設をいう。		
	施設(避難が困難な			
	障害者等を主とし			
	て入所させるもの			
	に限る。)			
				7 「避難が困難な要介護者を主として入
				居又は宿泊させるもの」及び「避難が
				困難な障害者等を主として入所させる
				もの」の「主として」の判定は、単に
				施設名称又は当該用途が存する階が異
				なる等外形的要素のみではなく、防火
				対象物の各部分について、それぞれの
				運営主体、事業形態及びサービスの提
				供の実態等から区分できる単位ごとに
				判定すること。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	(1)老人デイサービス	1 老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者		
	センター	であって、身体上又は精神上の障害があって日常生		
		活を営むのに支障がある者又は養護者に対し、入		
		浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練及び介護の方		
		法の指導等を供与することを目的とする施設をい		
		う。		
	軽費老人ホーム ((6)	2 軽費老人ホームとは、老人を入所させ、食事の提	軽費老人ホームA型、	1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホ
	項口(1)に掲げるも	供その他日常生活上必要な便宜を供与することを	軽費老人ホーム B型、	ームのうち給食その他日常生活上必要
	のを除く。)	目的とする施設をいう。	ケアハウス(各施設、	な便宜を供与する施設をいう。
			避難が困難な障害者等	2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホ
			を主として入所させる	ームのうち通常は利用者が自炊して生
(6)			ものを除く。)	活し、必要に応じて相談を受け、病気の
項				時の給食などの便宜を供与する施設を
ハ				いう。
				3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのう
				ち自炊できない程度の状態にあり、独立
				して生活するには不安が認められる人
				を対象に、給食その他日常生活上必要な
				便宜を供与する施設をいう。
	老人福祉センター	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、		
		老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に		
		対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーシ		
		ョンのための便宜を総合的に供与することを目的		
		とする施設をいう。		
	老人介護支援セン	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に	在宅介護支援センター	

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補	足	事	項
	ター	関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護					
		する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必					
		要な助言を行うとともに、主として居宅において介					
		護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市					
		町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施					
		設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進					
		することを目的とする事業を行う者等との連絡調					
		整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に					
		行うことを目的とする施設をいう。					
	有料老人ホーム ((6)	5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排					
	項口(1)に掲げるも	せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日					
	のを除く。)	常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定め					
		る供与(他に委託して供与をする場合及び将来にお					
		いて供与をすることを約束する場合を含む。)をす					
		る事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症					
		対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚					
		生労働省令で定める施設でないものをいう。					
	老人福祉法第5条の	6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイ					
	2第3項に規定する	サービス事業を行う施設とは、6 5歳以上の者であ					
	老人デイサービス	って、身体上又は精神上の障害があって日常生活を					
	事業を行う施設	営むのに支障がある者又は養護者に対し、特別養護					
		老人ホーム等の施設に通わせ、これらの者につき入					
		浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の					
		指導その他の厚生労働省令で定める便宜を提供す					
		る事業を行う施設をいう。					

項	用途	定義	該当	i 用 ið	È 例	補	足	事	項
	老人福祉法第5条の	7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多							
	2第5項に規定する	機能型居宅介護事業を行う施設とは、65歳以上の							
	小規模多機能型居	者であって、身体上又は精神上の障害があるために							
	宅介護事業を行う	日常生活を営むのに支障があるものに対し、これら							
	施設 ((6)項口(1)に	の者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、							
	掲げるものを除	それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅にお							
	< ∘)	いて、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に							
		通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点におい							
		て、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活							
		を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事							
		業を行う施設をいう。							
	その他これらに類	8 その他これらに類するものとして総務省令で定							
	するものとして総	めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せ							
	務省令で定めるも	つ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養							
	\mathcal{O}	上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イ及び							
		口に掲げるものを除く。)をいう。							
	(2)更生施設	9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養							
		護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させ							
		て、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。							
	(3)助産施設	10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわら							
		ず、経済的理由により、入院助産を受けることがで							
		きない妊産婦を入所させて、助産を受けることを目							
		的とする施設をいう。							
	保育所	11 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に							
		欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的と							

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
		する施設をいう。		
	幼保連携型認定こ	12 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその	保育所型認定こども園	4 保育所型認定こども園とは、児童福祉
	ども園	後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の		法第三十九条第一項に規定する幼児に
		子どもに対する教育並びに保育を必要とする子ど		対する保育を行うほか、当該幼児以外の
		もに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの		満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満
		健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、		三歳以上の子どもに対し学校教育法第
		その心身の発達を助長するとともに、保護者に対す		七十八条各号に掲げる目標が達成され
		る子育ての支援を行うことを目的として、就学前の		るよう保育を行う保育所をいう。
		子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進		5 複数棟が一の認定こども園として認
		に関する法律の定めるところにより設置される施		可された場合は、いずれの棟も同一用途
		設をいう		とする。
	児童養護施設	13 児童養護施設とは、保護者のない児童(乳児を除	地域小規模児童養護施	6 地域小規模児童養護施設とは、「地域
		く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由	設、分園型小規模グル	小規模児童養護施設の設置運営につい
		により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐	ープケア	て」(平成 12 年 5 月 1 日付け児発第 489
		待されている児童その他環境上養護を要する児童		号·厚生省児童家庭局長通知)中、地域小
		を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者		規模児童養護施設設置運営要綱で定め
		に対する相談その他の自立のための援助を行うこ		るものをいう。
		とを目的とする施設をいう。		7 分園型小規模グループケアとは、「児
				童養護施設等のケア形態の小規模化の
				推進について」(平成 17 年 3 月 30 日付
				け雇児発第 0330008 号・厚生労働省雇用
				均等・児童家庭局長通知)中、児童養護施
				設等における小規模グループケア実施
				要綱で定めるものをいう。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	児童自立支援施設	14 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はな		
		すおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上		
		の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、		
		又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に		
		応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわ		
		せて退所した者について相談その他の援助を行う		
		ことを目的とする施設をいう。		
	児童家庭支援セン	15 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に		
	ター	関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の		
		家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助		
		言を行うとともに、児童福祉司等による指導を行		
		い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡		
		調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に		
		行うことを目的とする施設をいう。		
	児童福祉法(昭和22	16 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の	赤ちゃんホーム、託児	8 託児所が保育上必要な施設(乳児室、
	年法律第 164 号) 第	3 第 7 項に規定する一時預かり事業とは、家庭にお	所(企業内保育所を含	保育室等)を一部分でも専用として有す
	6条の3第7項に規	いて保育を受けることが一時的に困難となった乳	む。)、堺市認証保育所、	る場合は、認可の有無、乳幼児数、保母
	定する一時預かり	児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところ	病児保育室、病後児保	数にかかわらず保育所に含まれる。
	事業	により、主として昼間において、保育所その他の場	育室	なお、住居と兼用しているもので専ら
		所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事		乳幼児の養育を常態とするものであっ
		業をいう。		ても本項に含まれない。(例:大阪府小
				規模住居型児童養育事業実施要綱に規
				定するファミリーホーム)
				9 堺市認証保育所とは、認可を受けてい

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	児童福祉法第6条の 3第9項に規定する 家庭的保育事業を 行う施設	17 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児であって、市町村が同法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育		ない保育所のうち、市が独自の基準を設けて認証した保育所をいう。 10 家庭的保育事業を行う施設については、(6)項ハに掲げる防火対象物(保育所)として取り扱う。ただし、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号)に基づき、実態に応じて一般住宅等とすること。
	その他これらに類 するものとして総 務省令で定めるも の	者による保育を行う事業をいう。 18 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設((6)項ロに掲げるものを除く。)	児童相談所 里親支援センター	11 児童福祉法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」を含む場合に限る。 12 児童福祉法第44条の3第1項に規定するもののうち「主な業務として一時的に児童を預かる機能を有する施設をいう(主な業務として里親等への相談業務である
	(4)児童発達支援セン ター	19 児童発達支援センターとは、障害児について、通 所により日常生活における基本的な動作の指導、知 識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生	知的障害児通園施設、 盲ろうあ児施設(通所 施設に限る。)、肢体不	場合には、令別表第一(15)項として取り扱うこと)。」

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補	足	事	項
		労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。	自由児施設(通所施設				
			に限る。)				
	児童心理治療施設	20 児童心理治療施設とは、軽度の情緒障害を有する					
		児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通わせ					
		て、その情緒障害を治し、併せて退所した者につい					
		て相談その他の援助を行うことを目的とする施設					
		をいう。					
	児童福祉法第6条の	21 児童福祉法第6条の2第2項若しくは第4項に					
	2第2項に規定する	規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサー					
	児童発達支援若し	ビスを行う施設 (児童発達支援センターを除く。)					
	くは同条第4項に規	とは、障害児について、通所により日常生活におけ					
	定する放課後等デ	る基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活					
	イサービスを行う	への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜					
	施設(児童発達支援	を供与する施設若しくは学校教育法第1条に規定す					
	センターを除く。)	る学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している					
		障害児について、授業の終了後又は休業日に、通所					
		により生活能力の向上のために必要な訓練、社会と					
		の交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。					
	(5)身体障害者福祉セ	22 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料					
	ンター	金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体					
		障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交					
		流の促進及びレクリエーションのための便宜を総					
		合的に供与する施設をいう。					
	障害者支援施設((6)	23 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支	肢体不自由者更生施				
	項口(5)に掲げるも	援(主として夜間において、入浴、排せつ又は食事	設、視覚障害者更生施				

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補	足	事	項
	のを除く。)	の介護等)を行うとともに、施設入所支援以外の施	設、聴覚・言語障害者				
		設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省	更生施設、内部障害者				
		令で定める障害福祉サービスをいう。) を行う施設	更生施設、身体障害者				
		をいう。	療護施設、身体障害者				
			授産施設、知的障害者				
			更生施設、知的障害者				
			授産施設、知的障害者				
			通勤寮(各施設、避難				
			が困難な障害者等を主				
			として入所させるもの				
			を除く。)、身体障害者				
			通所授産施設、精神障				
			害者授産施設、精神障				
			害者生活訓練施設、精				
			神障害者福祉工場、精				
			神障害者地域生活支援				
			センター、知的障害者				
			デイサービスセンタ				
			一、知的障害者通所更				
			生施設、知的障害者通				
			所授産施設、心身障害				
			者福祉センター、心身				
			障害者福祉作業所、心				
			身障害者生活実習所				
	地域活動支援セン	24 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、					

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補	足	事	項
	ター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交					
		流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供					
		与する施設をいう。					
	福祉ホーム	25 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者に	身体障害者福祉ホー				
		つき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ	ム、知的障害者福祉ホ				
		るとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設	ーム、精神障害者福祉				
		をいう。	ホーム				
	障害者の日常生活	26 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援					
	及び社会生活を総	するための法律第5条第7項に規定する生活介護を					
	合的に支援するた	行う施設とは、常時介護を要する障害のある者に対					
	めの法律第5条第7	し、主として昼間において、障害者支援施設等にお					
	項に規定する生活	いて行われる入浴、排せつ又は食事等の介護、創作					
	介護	的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与					
		する施設をいう。					
	障害者の日常生活	27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援					
	及び社会生活を総	するための法律第5条第8項に規定する短期入所を					
	合的に支援するた	行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾					
	めの法律第5条第8	病その他の理由により、障害者支援施設等の施設へ					
	項に規定する短期	の短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該					
	入所を行う施設(避	施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の					
	難が困難な障害者	介護等の便宜を供与する施設をいう。					
	等を主として入所						
	させるものを除						
	⟨∘⟩						

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補	足	事	項
	障害者の日常生活	28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援					
	及び社会生活を総	するための法律第5条第12項に規定する自立訓練					
	合的に支援するた	を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活					
	めの法律第 5 条第	又は社会生活を営むことができるよう、定められた					
	12 項に規定する自	期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のため					
	立訓練を行う施設	に必要な訓練等の便宜を供与する施設をいう。					
	障害者の日常生活	29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援					
	及び社会生活を総	するための法律第 5 条第 13 項に規定する就労移行					
	合的に支援するた	支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につ					
	めの法律第 5 条第	き、定められた期間にわたり、生産活動その他の活					
	13 項に規定する就	動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能					
	労移行支援	力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する					
		施設をいう。					
	障害者の日常生活	30 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援					
	及び社会生活を総	するための法律第5条第14項に規定する就労継続					
	合的に支援するた	支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されるこ					
	めの法律第 5 条第	とが困難な障害者につき、就労の機会を提供すると					
	14 項に規定する就	ともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じ					
	労継続支援を行う	て、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等					
	施設	の便宜を供与する施設をいう。					
	障害者の日常生活	31 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	障害者グループホーム				
	及び社会生活を総	するための法律第5条第17項に規定する共同生活	(避難が困難な障害者				
	合的に支援するた	援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間	等を主として入所させ				

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	めの法律第 5 条第	において、共同生活を営むべき住居において相談、	るものをのぞく。)	
	17 項に規定する共	入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の		
	同生活援助を行う	援助を行う施設をいう。		
	施設(避難が困難な			
	障害者等を主とし			
	て入所させるもの			
	を除く。)			
	幼稚園	1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えて	幼稚園型認定こども園	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかか
		その心身の発達を助長することを目的とする学校		わりなく、その実態が幼児の保育を目的と
		をいう。		して設けられた施設で足りるものである
	特別支援学校	2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知		こと。
		的障害者、肢体不自由者、又は病弱者(身体虚弱者		
		を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、又		幼稚園型認定こども園とは、次のいずれ
		は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害によ		かに該当する施設をいう。
(6)		る学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るた		1 幼稚園教育要領(平成十年文部省告示
項		めに必要な知識技能を授けることを目的とする学		第百七十四号) に従って編成された教育
=		校をいう。		課程に基づく教育を行うほか、当該教育
				のための時間の終了後、在籍している子
				どものうち児童福祉法(昭和二十二年法
				律第百六十四号)第三十九条第一項に規
				定する幼児に該当する者に対する保育
				を行う幼稚園
				2 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉
				法第五十九条第一項に規定する施設の

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				うち同法第三十九条第一項に規定する
				業務を目的とするものをいう。以下同
				じ。)のそれぞれの用に供される建物及
				びその附属設備が一体的に設置されて
				いる施設であって、次のいずれかに該当
				するもの
				イ 当該施設を構成する認可外保育施
				設において、満三歳以上の子どもに対
				し学校教育法第七十八条各号に掲げ
				る目標が達成されるよう保育を行い、
				かつ、当該保育を実施するに当たり当
				該施設を構成する幼稚園との緊密な
				連携協力体制が確保されていること。
				ロ 当該施設を構成する認可外保育施
				設に入所していた子どもを引き続き
				当該施設を構成する幼稚園に入園さ
				せて一貫した教育及び保育を行うこ
				と。
	小学校	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育とし		1 学校教育法では、専修学校は修業年限
		て行われる普通教育のうち基礎的なものを施すこ		が 1 年以上であり、教育を受ける者が 40
(7)		とを目的とする学校をいう。		名以上であり、校舎面積が 130 ㎡以上と
項	中学校	2 中学校とは、小学校における教育基礎の上に、心		されている。
		身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教		2 学校教育法では、各種学校は修業年限
		育を施すことを目的とする学校をいう。		が1年以上(簡易に修得することができ

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	義務教育学校	3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教		る技術、技芸等の課程にあっては3箇月
		育として行われる普通教育を基礎的なものから一		以上1年未満)であり、校舎面積が原則
		貫して施すことを目的とする学校をいう(小学校か		として 115.7 ㎡以上とされている。
		ら中学校までの教育を一貫して行うもの。)。		3 同一敷地内にあって教育の一環とし
	高等学校	4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上		て使用される講堂、体育館、図書館は学
		に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育		校に含まれる。
		及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。		ただし、一般の公演、集会等にも常態
	中等教育学校	5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の		として利用されるものは、その実態に応
		上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育とし		じ、(1)項として取り扱う。図書館につい
		て行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専		ても、同様に(8)項に該当することがあ
		門教育を一貫して施すことを目的とする学校をい		る。
		う。		
	高等専門学校	6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職	 消防学校、消防大学校、	4 学習塾、そろばん塾、編物教室、料理
		業に必要な能力を育成することを目的とする学校	何的子校、何的人子校、 自治大学校、警察学校、	教室等は利用者が少人数で、学校の形態
		をいう。	警察大学校、理容学校、	を有しないものは(15)項として取り扱
	大学	7 大学とは、学術の中心として、広く知識を授ける	美容学校、洋裁学校、	う。
		とともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道	タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛	5 学童保育とは、のびのびルーム、放課
		徳的及び応用的能力を展開させることを目的とす	大学校、防衛医科大学	後ルーム、堺っ子くらぶ、美原児童会 (堺
		る学校をいう。	校、自衛隊学校、看護	市放課後児童対策事業)等をいう。
	専修学校	8 専修学校とは、職業若しくは実際生活に必要な能	学校、看護助産学校、 臨床検査技師学校、視	
		力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とす	能訓練学校、農業者大	
		る学校をいう。	学校、水産大学校、海	
	各種学校	9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外	技大学校、海員学校、 航空大学校、航空保安	
		のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう	大学校、海上保安学校、	
		(他の法令で定めるものを除く。)。	国土交通大学校、学習	
			塾、そろばん塾、編物	

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	その他これらに類す るもの	10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	教室、料理教室、パソ コン教室、各種予備校 学童保育	
(8) 項	図書館博物館美術館	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	郷土館、記念館、文学 館、点字図書館、科学 館	
(9) 項 イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類す るもの	 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。 	ソープランド、ロマン 風呂、サウナ風呂	公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯、	1 (9)項イに同じ。
			酵素風呂、岩盤浴	2 本項の公衆浴場は、銭湯、潮湯、温泉
(9)				等を使用して公衆を入浴させるもので
項				あること。
				3 主として本項の公衆浴場として使用
				し、一部に熱気浴場のあるものは、全体
				を本項として取り扱う。
	車両の停車場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットホ		
		ームを含む。)、バスターミナルの建築物等をいう		
		が、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定		
(10)		されるものであること。		
項	船舶又は航空機の発	2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ		
	着場	頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の		
		乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるも		
		のであること。		
	神社	神社、寺院、教会、その他これらに類するものとは、		1 一般的に、宗教法人法(昭和 26 年法
	寺院	宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教		律第 126 号) 第 2 条に定める宗教団体の
	教会	化育成することを目的とする施設をいう。		施設が該当する。
(11)	その他これらに類する			2 礼拝のためだけでなく、あわせて結婚
項	もの			式や宿泊のために利用されているもの
				も含まれるが、それらの用途部分の独立
				性が強く、専らその用に供されていると
				きは、(1)項や (5)項イに該当する。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	工場	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の	授産施設、宅配専門ピ	1 運送会社等の中継施設(荷捌きを含
	作業場	製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、	ザ屋、給食センター(学	む。)については(14)項として取り扱う。
(10)		仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。	校と敷地を異にするも	2 集配センター等で、荷捌き以外に充て
(12) 項		1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うとこ	の。)、製造所、集配セ	ん、選別及びラッピング等の作業の伴う
1		ろでその機械化が比較的高いものをいう。	ンター	ものは、本項として取り扱う。
イ		2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うと		
		ころでその機械化が比較的低いものをいう。		
	映画スタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小		
(12)	テレビスタジオ	道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ		
項		若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をい		
口		う。		
	自動車車庫	1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和 26 年法	ゴルフカート格納庫、	1 自動車の保管場所の確保等に関する
		律第 185 号) 第 2 条第 2 項で定める自動車 (原動機	高架工作物下に設けら	法律(昭和 37 年法律第 145 号)第 2 条
		付き自転車を除く。)を運行中以外の場合に専ら格	れた駐車場、屋外に設	の保管場所となっている防火対象物が
		納する施設をいう。	置された機械式駐車装	含まれるものであること。
(13)	駐車場	2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待	置	2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は
項		ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由によ		自家用を問わないものであること。
イ		り継続的に停車させる施設をいう。		3 事業所の従属的な部分とみなされる
				駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれ
				ないものであること。
				4 自動車にはゴルフ場のカートを含む。
				5 原動機付自転車を保管する駐輪場に

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				ついては、一台あたりの可燃性液体の積
				載量が少ないことから、(15)項として取
				り扱う。
	飛行機又は回転翼航	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に		単なる格納だけでなく、運航上必要最小
(13)	空機の格納庫	供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコ		限度の整備のための作業施設を附設する
項		プターを格納する施設をいう。		ことが多いが、一般には全体が本項に該当
口				する。
	倉庫	倉庫とは、物品の減失若しくは損傷を防止するため		
(14)		の工作物であって、物品の保管の用に供するものをい		
項		う。		
	その他の事業所	その他の事業所とは、(1)項から(14)項までに掲げる	官公署、銀行、事務所、	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づ
		防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であるこ	取引所、理容室、美容	いて同種の行為を反復継続して行うこ
		と非営利的事業であることを問わず、事業活動の専ら	室、ラジオスタジオ、	とをいう。
		行われる一定の施設をいう。	発電所、変電所、ごみ	2 住宅は、本項に含まれないものである
			処理場、火葬場、ゴル	こと。
(15)			フ練習場、卸売市場、	3 観覧席 (小規模な選手控室は除く。)
項			写真館、保健所、新聞	を有しない体育館は本項に該当するも
			社、電報電話局、郵便	のであること。
			局、畜舎、研修所、ク	4 異性同伴(休憩のみのもの)、宿泊又
			リーニング店(取り次	は飲食等を伴わないレンタルルームは、
			ぎ店に限る。)、職業訓	本項に該当するものであること。
			練所、自動車教習所、	5 特定の企業の施設で、その企業の製品

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
			納骨堂、温室、動物園、	のみ展示陳列する防火対象物(ショール
			動物病院、新聞販売所、	ーム、PR センター等) は本項に該当す
			採血センター、場外馬	るものであること。
			券販売場、モデル住宅、	6 岩盤浴場は、公衆浴場法の適用を受
			体育館、レンタルルー	け、公衆浴場として取り扱われることに
			ム(副次的に宿泊が可	なれば、(9)項ロに該当するものであるこ
			能なものは除く。)、水	と。
			族館、駐輪場、はり灸	
			院、接骨院、エステテ	
			イック店、屋内ゲート	
			ボール場(観覧席がな	
			いもの)、ミニゴルフ	
			場、車検場、岩盤浴場、	
			堺市みんなの子育てひ	
			ろば、コンテナ型デー	
			タセンター、児童相談	
			所 (児童福祉法第 12 条	
			の 4 に規定する「児童	
			を一時保護する施設」	
			を含むものを除く。)、	
			買取専門店(商品を販	
			売しないものに限る。)	
(16)	複合用途防火対象	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その		
項	物のうち、その一部が	一部に特定用途防火対象物 ((16)項イ及び(16 の 2)項		

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
1	(1)項から(4)項まで(5)	を除く。) の用途を含むものをいう。		
	項イ、(6)項又は(9)項			
	イに掲げる防火対象			
	物の用途に供されて			
	いるもの			
	(16)項イに掲げる複合	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その		
(16)	用途防火対象物以外	一部に特定用途防火対象物((16)項イ及び(16 の 2)項		
項	の複合用途防火対象	を除く。)の用途を含まないものをいう。		
口	物			
	地下街	法第8条の2第1項で定義されているため省略		1 地下道に連続して面する店舗、事務所
				等の地下工作施設が存する下層階に設
				けられ、かつ、当該部分から階段等で通
				じている駐車場は、地下街に含まれるも
				のとして扱う。
(16				2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の
の				施設の各部分から歩行距離 20m(20m
2)				未満の場合は当該距離)以内の部分を床
項				面積に算入するものであること。ただ
				し、随時開くことができる自動閉鎖装置
				付きのもの又は煙感知器の作動と連動
				して閉鎖する方式の特定防火設備があ
				る場合は、当該防火設備の部分までとす
				る。

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				3 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出
				札室、事務室等)は、地下街に含まれな
				いものであること。
	建築物の地階((16	政令別表第1で定義されているため省略		準地下街は次のとおりとすること
	の 2)項に掲げるもの			1 地下道の部分については、準地下街を
	の各階を除く。)で連			構成する店舗、事務所等の各部分から歩
	続して地下道に面し			行距離 10m(10m 未満の場合は、当該
	て設けられたものと			距離)以内の部分とすること。
	当該地下道とを合わ			2 建築物の地階については、準地下街と
	せたもの ((1)項から			なる地下道の面積範囲に接して建築物
	(4)項まで、(5)項イ、(6)			の地階等が面している場合、当該開口部
(16	項又は(9)項イに掲げ			から準地下街を構成する建築物の地階
(16 Ø	る防火対象物の用途			等の開口部まで歩行距離 20m を超える
3)	に供される部分が存			場合は、当該建築物の地階等は含まない
項	するものに限る。)			ものであること。
均				3 建築物の地階が建基政令第123条第3
				項第1号に規定する附室を介してのみ地
				下道と接続している建築物の地階は含
				まないものであること。
				4 準地下街を構成する建築物の地階等
				の部分が相互に政令第8条の床又は壁で
				区画されており、地下道に面して開口部
				を有していないものについては、それぞ
				れ別の防火対象物として取り扱うもの

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				でること。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知連動閉鎖式(2段降下式のものを含む。)の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」と
				しては取り扱わないものであること。
	文化財保護法(昭和	本項の防火対象物は、文化財保護法(昭和 25 年法	(国宝)	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、
	25 年法律第 214 号)	律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民	桜井神社拝殿	工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有
	の規定によって重要	俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定さ	(重要文化財)	形(無形省略)の文化的所産でわが国に
	文化財、重要有形民俗	れ、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8	法道寺食堂・多宝塔、	とって歴史上又は芸術上価値の高いも
	文化財、史跡若しくは	年法律第43号)の規定によって重要美術品として認	日部神社本殿、多治速	の並びに考古資料及びその他の学術上
	重要な文化財として	定された建造物をいう。	比売神社本殿、大安寺	価値の高い歴史資料のうち重要なもの
(17)	指定され、又は旧重要		本堂、山口家住宅、高	で文部科学大臣が指定したものをいう。
項	美術品等の保存に関		林家住宅、南宗寺仏	2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化
	する法律(昭和8年法		殿・山門・唐門、海会	の見地から価値の高いもので、たぐいな
	律第 43 号) の規定に		寺本堂・庫裏及び門廊	い国民の宝たるものとして文部科学大
	よって重要美術品と		(大阪府指定有形文化	臣が指定したものをいう。
	して認定された建造		財)、菅原神社楼門	3 重要有形民族文化財とは、衣食住、生
	物		(堺市指定有形文化	業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、
			財)	民族芸能及びこれらに用いられる衣服、
			石津太神社、愛染院本	器具、家屋その他の物件でわが国民の生

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
			堂、井上関右衛門家住	活の推移のため欠くことのできないも
			宅主家・座敷棟・道具	のとして文部科学大臣が指定したもの
			蔵・俵倉・附属棟、日	をいう。
			部神社神門、法雲寺山	4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、
			門・天王殿・大雄宝殿・	旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴
			開山堂・方丈・鎮守堂、	史上又は学術上価値の高いものをいう。
			菅生神社本殿、高倉寺	5 重要な文化財とは、重要文化財、重要
			金堂・御影堂・宝起菩	有形民族文化財及び史跡以外の文化財
			薩堂、本願寺堺別院本	のうち重要なものとして、その所在する
			堂・山門・鐘楼・太鼓	地方公共団体が指定したものをいう。
			楼・経蔵・御成門・手	6 本項の防火対象物は、建築物に限られ
			水舎・蓮如堂・蓮如堂	るものではなく、建造物とは土地に定着
			拝殿	する工作物を一般に指し、建築物、独立
			(国指定史跡)	した門塀等が含まれるものであること。
			旧堺燈台	
	延長 50m 以上のアー	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため	堺東銀座通周辺アーケ	1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、
	ケード	路面上に相当の区画が連続して設けられる公益上必	ード、山之口商店街ア	本項に含まれないものであること。
(18)		要な構築物、工作物その他の施設をいう。	ーケード、綾之町アー	2 延長は屋根の中心線で測定するもの
項			ケード、鳳本通商店街	であること。
均			アーケード、津久野ア	
			ーケード	
(19)	市町村長の指定する	本項は、市長村長の指定する山林をいう。		山林とは、山岳山林に限らず森林、原野
19)	山林			及び荒蕪地が含まれるものであること。
块				

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	総務省令で定める舟	省令第5条で定義されているため省略		1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用
	車			されない船舶のうち、次のものが本項に
				含まれる。
				(1) 災害発生時にのみ使用する救難用
				の船舶で国又は地方公共団体の所有
				するもの
				(2) 係留中の船舶
				(3) 告示(昭和 49 年運輸省告示第 353
				号) で定める水域のみを航行する船
				舶
				 2 船舶安全法第 32 条によって同法第 2
				条第1項の規定の適用を受けない政令で
(20)				定める総トン数 20 トン未満の漁船は、
項				専ら本邦の海岸から 20 海里 (昭和 55 年
				4月1日から12海里)以内の海面又は内
				水面において従業するものであること。
				(船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定
				める政令 (昭和 49 年政令第 258 号))
				3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則
				(昭和 62 年運輸省令第 15 号) 第 51 条
				で定める消火器を備え付けなければなら
				ない場所は、機関車(蒸気機関車を除
				く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車
				全を有する貨物車であること。
				4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転

項	用途	定義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				規則 (昭和 39 年運輸省令第 71 号) 第 43
				号で定める消火器を備え付けなければな
				らない場所は、運転室及び旅客用の電車
				の客室又は通路であること。
				5 軌道法に基づく軌道運転規則(昭和 29
				年運輸省令第22号)第37条に定める消
				火用具を備え付けなければならない場所
				は、車両(蒸気機関車を除く。)の運転室
				又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務す
				る係員の車室であること。
				6 軌道法に基づく無軌道電車運転規則
				(昭和 25 年運輸省令第 92 号)第 26 条
				に定める消火器を設けなければならない
				ものは、すべての車両であること。
				7 道路運送車両法に基づく道路運送車
				両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67
				号) 第 47 条に定める消火器を備えなけ
				ればならない自動車は、次のとおりであ
				る。
				(1) 火薬類(火薬にあっては 5kg、猟
				銃雷管にあっては 2,000 個、実包、
				空砲、信管又は火管にあっては 200
				個をそれぞれ超えるものをいう。)を
				運送する自動車(被けん引自動車を
				除く。)

項	用途	定義	該当	i 用 ii	金 例	補 足 事 項
						(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危
						険物を運送する自動車(被けん引自
						動車を除く。)
						(3) 道路運送車両の保安基準別表第1
						に掲げる数量以上の可燃物を運送す
						る自動車(被けん引自動車を除く。)
						(4) 150kg 以上の高圧ガス(可燃性ガ
						ス及び酸素に限る。) を運送する自動
						車(被けん引自動車を除く。)
						(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、
						可燃物又は高圧ガスを運送する自動
						車をけん引するけん引自動車
						(6) 放射性物質等車両運搬規則(昭和
						52 年運輸省令第33号)第3条に規
						定する放射性輸送物(L 型輸送物を
						除く。) 若しくは同第9条に規定する
						核分裂性移送物を運送する場合又は
						同第 30 条の規定により運送する場
						合に使用する自動車
						(7) 乗車定員 11 人以上の自動車
						(8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけ
						ん引するけん引自動車
						(9) 幼児専用車